

## 第39回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成29年11月14日（火）13:30～14:10

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

林参事官、川渕企画官 他

### 4. 議 題

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について（答申）
- (2) 岡原子力委員会委員長の海外出張報告について
- (3) その他

### 5. 配付資料

- (1-1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について（答申）
- ( 2 ) 岡原子力委員会委員長の海外出張報告について
- ( 3 ) 第5回原子力委員会定例会議議事録 ※机上のみ

#### 参考資料

- (1-1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
- (1-2) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号原子炉施設の変更）の概要について

### 6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第39回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目は「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について（答申）」、二つ目が私の「海外出張報告について」、三つ目がその他です。

本日の会議は14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題の1番目でございますが、第38回原子力委員会にて原子力規制庁より諮問のございました、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について、原子力規制委員会からの諮問に対する答申でございます。

事務局より川渕企画官より御説明いたします。

(川渕企画官) 事務局より御説明いたします。

まず、諮問自体は、39回原子力委員会参考資料第1-1号でございます。後ろの方に参考資料1-1を添付しておりますので、そちらの方を見ていただければと思います。

日時を見ていただきますと、実は平成29年10月4日ということになっておりまして、かなり前に実は諮問を受けている状況でございますが、少し遅れた理由につきましては、委員長及び阿部委員等の出張等、重なりまして、実態として、原子力委員会の定例会の開催の日時に合わせたところ、本日になったというところでございます。

答申の案について御説明をしたいと思います。

答申の案は、一番上にあります39回原子力委員会資料第1号になります。そちらの方を御覧いただければと思います。

原子力委員会から原子力規制委員会の方への答申の案でございます。東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号）についてということでございます。基本的には、新規制基準の認可に伴う設置変更許可に関する答申という形でございます。

平成29年10月4日付原規規発第1710044号をもって、意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第2項において準用する43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりであると。

別紙を御覧いただければと思います。

本文の方でございます。本件の申請については三つポツがございます。発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。2個目のポツでございます。使用済み燃料については、原子力発電における使用済み燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金の納付先である使用済み燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うということを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵管理をすること。3個目のポツでございます。海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるということ、等々の諸点については、原子力規制委員会が行う保障措置検査他によって担保されていることが確認されたこと、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということで、別紙をまとめているところでございます。

説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 川渕さんから、この答申を委員会で審議するのが遅れたという言い訳みたいなことがありましたが、そんな私は深刻に発言するつもりはありませんけれども、軽い気持ちで聞いていただいた方がいいのですけれども。

そもそも、私ども原子力委員会は、規制委員会から核不拡散、平和利用という観点から問題ありませんかということについて諮問を受けて、答申を今日、案を検討するわけですが、それなりに万が一、仮に将来、この柏崎刈羽から何らかの核物質が持ち出されて、汚い爆弾に使われるとかなんかとなると、それをこれでいいと言った原子力委員会は、何していたのだと、こういうことになるわけですが。それを審議するのに、10月4日に頂いて、今日は11月14日ですから、40日間掛かったから、これは申し訳ないという話で、これは何か督促されましたか？

(川渕企画官) 特段されておりません。

(阿部委員) ただ、原子力規制委員会は、何しろ平成25年に受領してから、今年に入ってや

っと結論を出す、つまり4年間掛かっているわけで、これは私がもう前から何度も申し上げていますが、いわゆる原子力規制委員会そのものが設定した日本国の行政手続法という法律に基づいて、各官庁は各々、民間からあった申請については、標準処理期間というのを定めて、これは実は原子力規制委員会は2年という標準期間を定めているのですけれども、できるだけそれを目標にしてやりましょうと、こういうことになっているのですが、4年掛かったということは、もう2倍掛かっているわけですからね。

伺えば、規制委員会はそれなりに理由があったと、こういうことですから、我々が40日掛かったからけしからんと、こういうことには恐らくならないと私は思いますが、ということだけ申し上げて、案そのものについては私は特に意見はありません。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 私は内容そのものにつきまして、特に意見はございません。ただ、ちょっと教えてほしいのですけれども、前回、第38回のときの本件に関する意見の聴取についてということは、本申請についてはということで、黒ポツが四つあったのですね。今回、三つに減って、簡素にしたということは別にいいと思うのですけれども、これはどういうふうに考えれば、四つ目のポツは、「上記意外の取扱いを必要とする使用済み燃料が生じた場合には…」というところがあるのですが、方針に変更はないということなので、当たり前だということかもしれないのです。ちょっと教えていただきたい。

(川渕企画官) そこまで実は深く考えてというようなところではございませんけれども、基本的には、その後の4行のところでごさいます、規制委員会が行う保障措置検査他によって確認されたことということと、原子力規制委員会の判断は妥当であるということに結んでいるということもございしますので、そういう意味で、ここの最後のポツの2行については、このくだりにつながるというわけではないということと……

(中西委員) 目的は変更ないということ。はい。どうもありがとうございました。

(阿部委員) 実態的には何を意味するのですたっけ、川渕さん、御存じですか。つまり、3番目の黒ポツは、再処理をするときには、こうこうこうやると書いてありますよね。2ポツが国内再処理で、3番目のポツが海外再処理と。4番目は何書いてあるのですたっけね。再処理をしない上記以外の使用済み燃料が生じているというのは、これがどういう場合を想定しているのですたっけ。ちょっと私も記憶がはっきりしないので。

(川渕企画官) 確認をしておきます。

(阿部委員) たしか炉規法によって、使用済み燃料は日本の制度では全量を再処理することに

なっているのですよね。再処理は、2番目と3番目の黒丸で書いてあって、それ以外に4番目の黒丸で、上記以外の取扱いをしていると。ということは、しばらく中間貯蔵するという事かな、それとも直接処分するという事かな。私の理解は、今の制度だと直接処分はできないことになっていますよね。

(川渕企画官) そうですね。

(阿部委員) そうすると、これは4番目の黒ボツは何を想定しているのかしらね。平成12年だから、大分前の話ですよ、これね。今から17年前に許可を受けたやり方でいいのだと、この記述について問い合わせしてみると、中西先生が指摘したので、これが何だったけなと思って、ちょっと分からないので、教えてもらおうと有り難い。

(岡委員長) ちょっとこの会議終わるまでに、次の議題があ、その間に分かれば教えてください。それでよろしいですか。

(川渕企画官) はい。

(岡委員長) それで最後は確認したいと思います。

私自身は今、ここについてコメントはありません。

それでは、最後の確認は後でやらせていただくということにしまして、次の議題にいきたいと思いますが、お願いします。

(林参事官) 次の議題でございますけれども、岡原子力委員会委員長の海外出張についてでございます。

岡委員長におかれましては、平成29年10月24日から28日に掛けて、英国原子力関係者との意見交換及び第6回日英原子力年次対話への出席のため、英国・ロンドンに御出張いただきました。岡委員長よりその状況を御報告お願いいたします。

(岡委員長) 資料第2号で報告させていただきます。

出張先、ロンドンで、出張期間は10月24日～28日、渡航目的は今、御紹介あったとおりです。主要日程は、資料に書いたとおりで、省略いたします。

5ですけれども、第6回日英原子力年次対話。

英国との協力は、1958年の日英原子力協定締結に始まり、日本最初の商業用原子力発電所で採用された原子炉の英国からの導入、日本の使用済み燃料の再処理委託など、長い歴史を持っている。英国は、2007年に発足したブラウン政権以降、エネルギー安全保障や気候変動対策の観点から、原子力発電推進政策をとっている。

日英原子力対話は、2012年の日英両国首脳による共同声明によって開始され、6回目

となる今回は、日本側からは林誠外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長が、英国側からはロビン・グライムス外務省首席科学顧問が共同議長を務め、原子力研究開発、原子力政策、廃炉・除染、原子力安全と規制、広報について意見交換が行われた。

岡は、原子力政策のセッションにおいて、原子力利用に関する基本的考え方と原子力白書の概要を紹介をした。

今回の対話では、各分野について両国の取組や知見を共有することの有用性を再確認すると共に、民生原子力分野における日英間の協力を今後も継続することを確認した。

#### 6、英国原子力関係者との意見交換。

原子力分野を中心としたコミュニケーションやステークホルダーインボルブメントに関して、政府や関係機関の活動やその役割分担を初めとした取組を包括的に何うことを目的として、英国原子力関係者との意見交換を行った。具体的には、グライムス英国外務省科学顧問、マクエワン英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省NDA支援課長、ハスラム原子力産業協会政策部長、マティソン英国科学協会チーフエグゼクティブ、トーマス王立大学ロンドン校教授、グリムストン王立大学ロンドン校名誉研究フェロー、ロビンソン氏（ステークホルダー対話コンサルタント）らと原子力政策、パブリックエンゲージメント、ステークホルダー関与、科学コミュニケーション、廃止措置と放射性廃棄物に関する英国の政策や取組等について聴取する共に、意見交換した。

以上でございます。何か御質問ございますでしょうか。

(阿部委員) 日程とどういう人に会ったかということと、という項目を議論したということが書いてありますけれども、中身で委員長の特に印象に残ったようなことがありましたでしょうか。

(岡委員長) 英国は、最初にしたとおり、エネルギーの利用のところでは、ブラウン政権以降、原子力発電推進政策、要するに、再生可能エネルギーと原子力を温暖化防止の観点から推進するという政策をとっている。原子力については、英国、電力自由化をしておりますけれど、そういう中で新規建設が今、16ギガワットですか、もうそれを進めているというようなどころがあって、自由化の中でそういう大きな建設を進めるということが、非常に工夫のしどころだと思うのですが、それが非常に注目点であるというふうに思います。

それから、関係者との意見交換は、主にはコミュニケーション、ステークホルダーインボルブメントについて行いまして、これは非常に英国はいろいろ考えて、先に進んでいるなという感じがいたしました。背景には科学コミュニケーションというのがございます。これは

もらったパンフレットに書いてある、英国科学カウンスルか何かの、パンフレットに書いてあるんですが、事の発端は、もう100何十年、200年前のダーウィンの進化論を、教会の司祭とハクスレーが議論したところに始まるんだと書いてあって、非常に長い歴史があるのですけれども、科学コミュニケーションということで、いろんな活動が行われていると。

サイエンスワイズというものがありまして、これは公衆の意見を日本のパブコメと、手続き的には似たようなものなのですけれども、行政が大きな政策を決めるときに、サイエンスワイズを通じて意見を聞くという仕組みが動いていると。これは役所がお金を出しているのですが、役所とそうじゃないパブリックボディー、そういう感じの組織だということです。

それから、あと科学コミュニケーションでは、サイエンスメディアセンターというのが英国では長く、これは民間の組織ですけれど、記者の方が科学の記事を書くときに、関連する科学情報を得るのを助けるという、そういうふうな感じの活動をしています。これは原子力に限らない一般的なものなのですけれど、公衆関与、ステークホルダー対話は、今言った原子力政策なんかと共に、放射性廃棄物処理なんかの問題も、政策上の課題もあります。過去に処分場を決めようとして、なかなか決まらなかったようなこともあるわけです。そういうことで、政策との関連でいろんなことが考えられてきたということで、要するに、一言で言いますと、日本は広報と言うんですけれども、上から知らせるみたいな感じの言葉のイメージがありますが、ステークホルダー対話といいますか、何といいますか、地元の方との信頼構築が目的として、いろんなことを活動するのがまず必要だと、そういう考え方が出ていて、要するに、上から情報を発信するのを、プッシュ型というふうな言い方をしますと、これは国民の関心とか地元の関心に応じていろんなことをやっていくということで、プル型という活動に当たると思うのです。それがステークホルダー対話あるいは公衆関与、パブリックエンゲージメントということで、いろいろ進められているということが分かりました。これらの原子力関係の活動はいろいろ行われていて、それが参考になると。

ステークホルダー対話については、2014年に英国大使館で日英ステークホルダー対話のシンポジウムがもたれ、たくさんの発表が行われています。それが参考になる。これはこの間、根拠情報のときにも少し紹介したりしましたけれど、我々、原子力関係者が常識だと思っているようなことは、ある意味で間違っていたと。要するに、事実を伝えるというのは、よく陥る落とし穴なのだというようなことがそれに書いてあります。事実を伝えるのじゃなくて、共同で事実を発見するというふうなやり方をとらないといけないとか、そういうこととか書かれていました。

それから、あとはグリムストーンさんという方に、お会いしたのですが、著書にも書いてあるのですが、これも非常に参考になりました。原子力委員会の中ではメールしましたが、その本を読んだり、あるいは彼に話を聞いたりということです。一つは、彼の本に書いてあるのは、原子力関係者は、例えば東電福島のような事故は二度と起こしてはならないというような言い方をするけれど、これはおかしいと。例えば石油業界は、大規模な海洋汚染の問題が生じた後、我々がこの経験を生かして、次はもっとうまく対処すると言うのだと指摘しています。原子力は非常に特殊で、変なのじゃないかというふうなことを言っています。

それから、彼だけではないのですが、安全の説明を利用の説明と一緒にするのは、心理的に間違っているというふうなことを言っています。要するに、安全の説明というのは危ないという説明の裏返しですから、そういうことは役割分担をしてやるべきであるということで、例えば、EDF エネジーという会社、英国の電力会社がありますけれど、安全性の説明をテレビで流しているのをやめて、そうじゃないやり方にしたのだというようなことを聞きました。

確かに、言われてみますと、米国も安全の情報は、NRCが政策情報の作成・提供の中で非常にたくさんやっています。しかし、産業界がリスクコミュニケーションを国民全体向けに、例えばNEIや電力会社がやっているという、そんなイメージはないのですね。日本はそこが違います。日本では産業界の方も国に依存した意識がありますので、リスクコミュニケーションもやらなくちゃということで、一生懸命やっているという状況があります。これはすぐ解消するのは難しいのかもしれないけれど、そういう論理的な矛盾というのをきちんと理解をする必要があるなんていうことを、改めて理解をしたというようなこともございます。

ちょっと私が理解した範囲では、以上のようなことでございます。先ほどの件ですが、調べに行ってもまだ帰ってこないようなので、もうちょっと何か質問あったら答えますけれどもどうぞ。

(阿部委員) 私がつらつら日本のことなども含めて考えてみますと、原子力発電というものを続けるとすると、市場経済の国では非常に厳しい状況になっている。つまり、電力の自由化で価格競争しなければならない環境にある。イギリス、日本、アメリカなどもそうですけれどもね。そうしますと、アメリカなどは、価格の安いシェールガスの発電に負けて、原発がかなり早期廃炉に追い込まれている。日本は、むしろ規制委員会の審査が非常に厳しくて、なかなか再稼働もできない。しかし、できたとしても、経産省の部会なんかでも議論してい



ますけれども、原子力を続けるためには、新しい炉を作らないことにはだんだんなくなっていくわけで、つくろうという議論にありますけれども、他方、原賠部会などで産業界の方のお話を聞いていると、このままではやっていけませんと、誰も原子力に投資しませんという意見が、経済界の方からかなり聞かれますね。

ということは、市場経済の国で、電力の市場を自由化した環境においては、何らか人為的に原子力発電をサポートする仕組みがないと、やっていけないということは、どうもだんだん分かってきて、イギリスの場合は、それがために将来の価格保証ですかね、あるいは買取り価格保証か、あるいはマージンを保証するのか、たしかどっちだったか忘れまして。とにかく生産した分はちゃんと電力を一定の値段で買い取るから、心配するなど、だから投資すべしと、こういう形で進めようとしたわけですが。これについては、もちろん一部からは、その設定した価格が高過ぎるのじゃないかと。しばらく前には、現在の電力価格の3倍になっているという批判がありましたですけれども、という批判が出てくるということで、なかなか難しいですね。

アメリカでは、むしろそこは化石燃料を使った電力と同じ土俵で競争をするのは難しいので、化石燃料は炭酸ガスを出すので、そこに税金を掛けるべきだというのが、アメリカのむしろこれは共和党のブッシュ派の人々から提案があったのですけれども、私もこの間、アメリカへ行って、関係者にそういう構想もあるじゃないかと言ったら、みんな首振って、アメリカの政治環境ではそんなものは実現しないと、そう言っていました。

ということで、将来もし日本がやるとなると、日本も何か考えないと、恐らく電力会社は原発作らないと思うのですけれども、そういう意味において、イギリスの価格保証制度については、関係者からうまくいきそうだという議論か、あるいはなかなか難しいという議論か、あるいは場合によっては、電力会社からすると、これだけでは足りない、もっとほかに投資保証とか融資保証とかやってくれないかと、政府融資とかですね、いう声がありそうな気がします、何かそういう議論はありましたでしょうか。

(岡委員長) いや、会議の場ではそういうことはありませんけれど、私の理解しているところをちょっとお話ししますと、英国のコントラクト・フォア・ディファレンスというのは、要するに、長期の投資の回収にかかわるリスクを、政府がそういう制度で担保しようという考え方だと思う。それが高いか安いということじゃなくて、そういう長期間にわたって国民がベネフィットを受けるかどうかという観点で政策がなされていると思いますが、そのときに、作る方から、建設する方から見ますと、やっぱり投資リスクが非常にあると。その

リスクの部分を価格に反映してしまうと非常に高いものになりますので、それをある意味で政府あるいは国民とどう分担するかというところがポイントで、そういう工夫はまたなされる可能性だってあるかなと思います。

ただ、自由化した中で、原子力発電は長期に使うと非常に安いのですけれど、投資が非常に大きくなりますので、それを低炭素電源ということである程度作りたいということになりますと、何かの手当てをしないといけない。そういうことはいろいろ考えているという意味で、日本も参考になる。今後も注目していろいろ見ていく必要があるなというふうに思います。

(阿部委員) そうですね。結局、市場メカニズムでやろうとすると、何らかの形で原子力発電が持つメリットを経済的価値に勘案して買取り価格にするか、補助金にするか、投資保証にするか、政府融資にする、何らかの形でやらないと、恐らく公平に競争できない。ある意味では、再生可能エネルギーにFITという形で買取り価格を高く設定しているというような、そういう意味においては、炭酸ガスを出さないということに対するいわば対価として付けているわけですね。原子力については今はそれがいいわけですが、そこはやっぱりいいのじゃないかという議論は、これはアメリカでも出てきた炭素税の議論にあるわけですが、これも。

そのほかに、この原子力推進派の方々からは、原子力発電はエネルギー安全保障に寄与するのだと、こういう議論もありますね。ですから、政府が融資すると、これは優遇しているのじゃなくて、日本国のエネルギー安全保障に対する国民が負担する対価なのだ、こういう議論もできるかもしれませんが、まだどこでもそういう議論までは行ってないようでありますけれども。ただ、そういうことは、余りそれでは会議では議論はなかったということになるのですね。

イギリスでは、このステークホルダーとの対話などがうまくいっているというお話がありましたけれども、日本でもアメリカでもドイツなんかでも、必ず原子力反対派がいるわけですね。それとの話をどうするのかということがあるのですけれども、イギリスはもうそういうものは余りないのですかね、反対派は。

(岡委員長) いやいや。

(阿部委員) イギリスの場合は、確かに日本とかアメリカみたいな大事故はなかったので、そういう事故が非常に怖いという意味での人々の懸念はないのかもしれませんが、でも、イギリスも実は非常に早い時期にかなり深刻な事故がありましたですよ。あれはどこでしたっけ

ね。セラフィールドか何かで炉心が火事を起こす事故がありましたよね。だから、ないわけじゃないですけども、あれが一番古い時期なので、みんなもう忘れちゃっているのかもしれないですね。

(岡委員長) 今おっしゃったことで、非常に強い反対派はいると思います。ただ、その方だけが相手というか、そういうことはなくて、やっぱり地元といいますか、そこの方々とどう信頼を構築するかというアプローチが重要であるということで、イギリスは一度、地層処分の場所が、決まりかけて、地元は了解したが、カンブリア州が反対してうまくいかなかったことがあるのですけれど、そういう反省を踏まえていろんなことが考えられているということで、地元のコミュニケーションをやる方は非常に負担が掛かりますけれど、信頼構築という観点が重要であるというところは、我々日本もよく参考にしないとイケないのではないかなというふうに思いました。

(阿部委員) そうですね。今、廃棄物処分の話がありましたけれども、実はイギリスは非常に早くから原発を始めて、使用済み燃料は山ほどできて、イギリスはかなりそれを全部、再処理したわけですね。それで、たしか原子炉級のプルトニウムが180トンぐらいでしたかね、日本は40何トンあるというので大騒ぎになっていますけれども、ある。これをどうするかという話は何か会議でありましたですか。イギリスもたしかそれをどうするかは、MOXもやる計画はありませんしね、イギリスの場合は。アメリカから時々、チクリチクリ言われていたみたいですけどもね、どうするのだから。

(岡委員長) それは方針まだはっきりしていない、日本よりもはっきりしてないと思います。セラフィールドは商業上、やめる方針になっていると思いますので。それで、後、どうするかというところはまだ決まっていないのだと思います。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 先生、何かございますか。

(中西委員) ないのでですけども、一つだけ、ちょっと時間として申し訳なかったのですが、ステークホルダーインボルブメントでいかに信頼を勝ち得るかというのを、日本でずっといろいろ考えている人たちがいまして、そのときは、どうやって信頼を得るかというところ、つまり、政策の可逆性というのですか、自分たちがもうちょっと合理的にこういうふうにしてほしいと言ったのがもし通れば、インセンティブになるのじゃないかという話があったのですが、そういうような、例えば、これはステークホルダーじゃなくても、少し基準をもうちょっと合理的に、福島の場合も考えてもいいような気もするのでですけども、そうい

うような信頼を勝ち得る以上の何かお話というのは、外国の場合、あるのでしょうか。

(岡委員長) 今、可逆性とおっしゃったのは、地層処分のお話ですね。そうですね。ちょっと私、今回は地層処分の問題を特に焦点を当てて調べてないので、今の御質問についてはあれなのですが、フランスなんかは、今おっしゃったようなところは一つポイントだったと思いますけれど。日本でも、いずれにしても、地元の方とよく対話といいますか、信頼を構築ということを念頭に、よく意見を聞くというプロセスがまず必要、黙って行って聞くと。今回、今回だけじゃなくて、先だって、日本でやった日英対話のときも、とにかく黙って行って聞くのだと。行って、黙って聞くのだと伺いました。大変なのだけれども、何度も行くのだと政府の方はたしかおっしゃっていましたので、そういう苦勞でやっておられるなというところは、日本も非常に参考になるのではないかなと思いました。

(中西委員) 特にございません。どうもありがとうございました。

(岡委員長) じゃ、私の報告はよろしいでしょうか。

(阿部委員) はい。ありがとうございました。

(岡委員長) それでは、最初の議題、分かりましたでしょうか。

(川渕企画官) 今、至急、資料を二つお配りしまして、ちょっとテクニカルな話ではあったのですけれども。

まず、下の使用済み燃料の処分の方法の記載の内容の変更で、変更前と変更後と二つございまして、変更前というのが、いわゆる事業者からの申請方法の変更前と変更後になっております。ここを見てくださいと、まず右側の変更後の方のただし書きのところをちょっと見て、ここが先ほどおっしゃった、申請書における四つ目のポツに当たるところでございまして。使用済み燃料再処理等積立金が使用済み燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、12年3月15日付で許可を受けた記載を適用するということとございまして。

これはどういうことかという、毎年、積立金が拠出金法に基づいて再処理機構に引き渡されるのが、4月から6月までの間という事務的な時間が掛かると。そうすると、4月から6月の間の2か月間において発生する使用済み燃料というものの扱いについて、どうするかということとございましてけれども、それを12年3月15日付で許可を受けた記載を適用するというのが、この変更前の左側の扱いということとございまして、何が違うかという、同じく左側の上を見てくださいと、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するというところで、基本的には同じのように見えるのですけれども、実は右側の上の方の下線、3行目、4行目を見てくださいと、「拠出金の納付先である使用済み燃料再処理機構から受託した原

子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において」というところで、「原子炉等規制法に基づく指定を受けた」というところが入っていないということでございまして、そういう意味でいうと、今回の答申の案に関して言うと、その分はちょっと書き込む必要があるのかなというような感じで考えて、今、議論していたところでございます。

そういう意味におきまして、中西委員から御指摘のあった四つ目のポツですけれども、答申の案の中で言及することも必要かどうかというのを、ちょっと再度検討させていただきたいなというふうに考えたところでございます。

(林参事官) もう一度ちょっと整理して、次回ということで……

(岡委員長) もう一回整理して、次回ということですか。分かりました。

それじゃ、これはまだこれで承認ということにせずにはしたいと思います。

それじゃ、そのほかの議題ございますか。

(林参事官) 次の会議予定につきましては、まだ決まっておりません。今日、ちょっと次、これをやらないといけないと思いますけれども、まだ今後、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせをいたしますので、傍聴される方はその点、御注意いただければと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、何か御発言ございますか。よろしいですか。

それでは、御発言ないようですので、これで委員会を終わります。ありがとうございました。